



75歳以上の方のお出かけを応援します

高齢者
外出支援事業

町では、高齢者の方が元気に安心して、買い物や通院などをしていただけるよう、バス・タクシー利用料金の一部を助成しています。是非ご利用ください。

助成額および有効期限

- ①お一人につき、年間1万2000円分を助成券で交付します。
- ②利用者証および助成券の有効期限は、交付した日から平成28年3月末までです。



対象者

- 町内に住民登録を有する75歳以上の方
 - ※（注）・年度途中で満75歳になられた場合や転入された場合は、その翌月分から利用可(但し、助成額は月割り交付となります)。
 - ・日高町福祉タクシー券助成事業の助成を受けている場合は、重複して利用することはできません。



ご利用方法

- ①利用されるご本人が、利用料金のお支払いの際に「利用者証」を乗務員に提示のうえ、助成券をお渡しく下さい。
- ②利用できるバス、タクシーは、下表の事業者です。

■タクシー会社

御坊第一交通	☎63・2002	印南交通	☎42・0105
川上タクシー	☎24・0200	南部タクシー	☎0739 72・2133
中紀河南タクシー	☎24・1001	介護タクシーふくしん	☎20・5272
港タクシー	☎65・3100	愛あいケアタクシー	☎20・1090
御坊有交タクシー	☎22・4141		

■バス会社

御坊南海バス	☎22・1020	中紀バス	☎65・2222
--------	----------	------	----------

人権相談・行政相談。
心配ごと相談合同相談
所開設のお知らせ

8月18日(火)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を、日高町保健福祉総合センター12階会議室で午後1時から4時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員、弁護士の方々です。

詳しくは、日高町社会福祉協議会(☎63・2751)まで。



臨時福祉給付金について

消費税率の引上げによる影響を緩和するため、低所得者に対して、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として給付金を支給します。

●支給対象者

平成27年度分の住民税が課税されていない方が対象です。

※ただし、「課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合」や「生活保護の受給者である場合」などは除きます

●支給額

1人につき6千円

【申請方法】

申請先 住民福祉課

(平成27年1月1日時点で住民票が日高町にある方が対象です)

申請期間

平成27年11月2日(月)

～平成28年2月2日(火)

提出書類 申請書

★添付書類

①本人確認書類

(住民基本台帳カード、運転免許証、パスポートの写し。健康保険証や年金証書など、顔写真がついていないものは、官公署から発行されているものが二点必要です)

②口座が確認できる書類

(金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し)



「臨時福祉給付金」をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報」の発生が予測されます。ご注意ください。

お心当たりのある方は、役場や最寄りの警察署(または警察相談専用電話#9110)までご連絡ください。



配偶者からの暴力を理由に避難している方について

配偶者からの暴力を理由に、基準日(平成27年1月1日)時点で日高町へ住民票を移せないまま居住されている方は、事前に申出が必要です。

また、申出には一定の要件が必要ですので、詳しくは、住民福祉課(☎63・3800)まで。

子育て世帯臨時特例給付金の申請について

子育て世帯臨時特例給付金は、消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して臨時特例的な給付措置として実施されています。

■対象者

平成27年6月分の児童手当(特例給付を除く)を受給される方

■金額

平成27年6月分の児童手当の対象となる児童1人につき3000円

■申請期限

平成27年9月1日(火)まで

公務員の方は、基準日(平成27年5月31日)時点で住民票が日高町にある方が対象です。

(勤務先から案内がありますので、そちらもご確認ください)

申請期限を過ぎると、原則として申請は受付できませんのでご注意ください。

※児童手当の現況届がお済みの方は、届と合わせて申請いただいておりますので、改めて申請される必要はありません



■両給付金制度の概要について詳しくは「臨時福祉給付金問合せ専用ダイヤル」(☎0570・037・192)まで。平日の9時から18時まで(土・日曜日、祝日は除く)